# 治験に係る経費に関する規定

小倉記念病院

\*本規定は、企業治験及び医師主導治験、製造販売後臨床試験に適用する。 ただし、医師主導治験において依頼者が定める規定がある場合は、適宜協 議し係る経費を決定する。

# 1. 治験に係る経費

- I. 直接経費・・・当該治験に必要な直接的、事務的、管理的経費
  - 1. 審査費用 (初回) ※継続中の当該治験に係る審査については、「VI. 継続審査経費」参照 1 治験につき 100,000 円 (税別)
  - 2. 臨床研究費
    - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数
      - ※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH4-薬/機)の通り

なお、治験薬の投与期間が延長した場合は 25 週毎に 9P 加算する

※単価:原則、6,000円(税別)

- ○算出基準:単価×観察期脱落症例数
- ※単価:原則、医薬品 70,000 円(税別)、医療機器 50,000 円(税別)を目安に適宜協議し 決定する
- ○監査対応費用(実施症例数による)

※10 症例以内:5 万円(税別)

11~20 症例: 10 万円 (税別) 21 症例以上: 15 万円 (税別)

- 3. 治験薬・治験機器管理費
  - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数

※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH5-薬/機)の通り

なお、治験薬の投与期間が延長した場合は 25 週毎に 9P 加算、治験期間の延長 1ヵ月単位 毎に 1P 加算する

※単価:原則、1,000円(税別)

- 4. 治験推進経費
  - ★院内 CRC 利用の場合
  - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数 ※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH6)の通り

2013.12 月作成 2015.5 月一部改変 2016.12 月一部改変 2018.6 月一部改変 2018.8 月一部改変 2019.5 月一部改変 2021.7 月一部改訂 2022.3 月一部改訂 2023.3 月一部改訂 ※単価:原則、6,000円(税別)

- ★外部 CRC 利用の場合 (SMO に委託する場合)
- ○算出基準:実施症例数×150,000円(税別)
- 5. 被験者負担軽減費 (SMO 委託の場合は除く)
  - ○外来:1来院につき 10,000円(非課税)
  - ○入院:原則、1入院につき 10,000円(非課税)
- 6、事務局経費…当該治験を実施・管理するために必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、 通信費、及び治験事務や IRB 事務等に係る経費
  - $\bigcirc \{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)\} \times 20\%$
- Ⅱ.端末使用経費・・・当該治験に伴う電子カルテ使用に係る経費
  - ○1治験につき 100,000 円 (税別) ※症例追加の際は 20,000 円 (税別) ×症例数
- Ⅲ. 治験導入経費・・・当該治験導入に必要な準備、相談に係る経費○1治験につき 200,000 円(税別)
- IV. 治験資料保管経費・・・当該治験終了に生じる資料保管に係る経費
  - ○1治験につき150,000円(税別)
    - ※ただし、保存期間が15年を超える場合は、1年毎に10,000円(税別)を加算する 治験終了後に保管期間が延長された場合も都度経費の精算を行う
- V. 継続審査経費・・・継続中の当該治験に係る審査経費
  - ○通常審査:1回につき40,000円(税別)
  - ○迅速審査:1回につき20,000円(税別)
  - ○<u>緊急審査(予定外で委員招集が必要な場合):1回につき100,000円(税別)</u> ※治験審査結果通知書(書式5)の発生を1回と数える
- VI. 原資料閲覧経費・・・SDV・モニタリング・監査等に必要な経費
  - ○SDV・モニタリングの場合:1治験1日(電子カルテ1台)につき20,000円(税別)

2013.12 月作成

2015.5 月一部改変

2016.12 月一部改変

2018.6 月一部改変

2018.8 月一部改変

2019.5 月一部改変

2021.7 月一部改訂 2022.3 月一部改訂

2023.3 月一部改訂

- ○リモートモニタリングの場合:1治験1回(1時間以内)につき10,000円(税別)
- ○監査(企業)の場合:原則、1治験1日につき100,000円(税別)
- ○監査 (GCP/FDA) の場合:原則、1治験1日につき200,000円(税別)

※SDV・モニタリング・監査の対応時間は原則 9:00~17:00 までとする

※「治験等におけるリモート SDV への対応について (2021年2月9日付)」参照

### WII. クラウドシステム利用料・・・電子化・電磁化に必要な経費

○1治験1月につき10,000円(税別)

※対象期間:初回 IRB〜終了報告の IRB 提出月まで ※アカウント作成:1 試験につき2名程度(要相談)

### WI. 間接経費・・・技術料、機械損料、施設使用料等の費用

 $\bigcirc$  (I  $\sim$ VIII)  $\times$  3 0 %

注)上記について、変更の必要がある場合は、適宜協議し決定する 消費税(消費税率に係る法改正がなされた場合は、それに準ずる)は、別途徴収する(被 験者負担軽減費を除く)

## 2. 費用請求の時期

- (1)契約成立時
  - I. 直接経費 1. 審查費用(初回)
    - 3. 治験薬・治験機器管理費(一括払い、払い戻しはしない)
    - ッ 5. 被験者負担軽減費(前受金、終了時実費精算) (SMO 委託の場合は除く)
  - Ⅱ. 端末使用経費
  - IV. 治験導入経費
- (2)治験実施状況報告時(書式11提出後)または治験終了時
  - V. 継続審査経費
  - Ⅵ. 原資料閲覧経費 ○SDV・モニタリングの場合 ○リモートモニタリングの場合
  - VII. クラウドシステム利用料
- (3) 症例登録完了時または治験終了時
  - I. 直接経費 2. 臨床研究費(監査対応費用は除く)
    - ″ 4. 治験推進経費
    - " 5. 被験者負担軽減費一次清算\* (SMO 委託の場合は除く)

2013.12 月作成 2015.5 月一部改変 2016.12 月一部改変 2018.6 月一部改変 2018.8 月一部改変 2019.5 月一部改変 2021.7 月一部改訂 2022.3 月一部改訂 2023.3 月一部改訂

#### (4)治験終了時

- I. 直接経費 5. 被験者負担軽減費の清算 (SMO 委託の場合は除く)
  - ッ 6. 事務局経費
- Ⅷ. 間接経費
- IV. 治験資料保管経費 (15 年を超える場合は保管年数の確認を行う)
- (5) 症例追加時または治験終了時
  - I. 直接経費 5. 被験者負担軽減費 (SMO 委託の場合は除く)
  - Ⅱ. 端末使用経費
- (6) 事象発生時または治験終了時
  - I. 直接経費 2. 臨床研究費 (監査対応費用)
  - VI. 原資料閲覧経費 ○監査等の場合

以上

2013.12 月作成 2015.5 月一部改変 2016.12 月一部改変 2018.6 月一部改変 2018.8 月一部改変 2019.5 月一部改変 2021.7 月一部改訂 2022.3 月一部改訂 2023.3 月一部改訂